

国からの委託費交付額（平成20年度決算ベース）

12,000千円

〈国からの委託費年間収入比率 6.4%〉

平成20年度クレジット事業等環境調査（経済産業省）12,000千円

(様式第11)

## 委託費支出明細書

1. 委託費の名称	平成20年度クレジット事業等環境調査(民事ルール等の活用事例集作成)に関する委託 (平成20・09・09財商第1号)	
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的	<p>平成20年6月11日、第169回通常国会において「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」の一部を改正する法律が成立した。「割賦販売法」の改正により、規制範囲の拡大、既払金返還ルールの創設、個別クレジット契約についてクーリング・オフができるようになる等の内容が盛り込まれた。これらの改正内容は消費者が行うクレジット契約及びそのトラブルの解決に直接影響を与えるものである。そこで、改正法を踏まえた民事ルールがより一層活用されるためには、割賦販売法を使い実際に現場で消費者相談に係わる消費者相談員に対し、同法の理解を深めていくことが重要である。</p> <p>具体的には、①相談窓口現場における消費者トラブルの解決に際し、割賦販売法が活用された事例の収集、②当該事例に有識者の体系的・客観的な評価・分析を加える(特に改正法による解決方法を示してもらう)ことにより、分かり易く整理して提供すること等で割賦販売法の解釈・運用に関する現場の消費者相談員の理解を深めることを目的として実施する。</p>	
(2) 具体的な内容	<p>(1) 割賦販売法の解釈・運用について問題となる相談事例を60事例程度収集し、大学教授や弁護士等からなる委員会(全体検討委員会)で収集事例の分類・検証を行い事例を約30件選別し、事例集及び解説集を作る。</p> <p>(2) 事例検討会は、各地の相談員・消費者団体の会員など幅広い方たちを対象に大阪・福岡・仙台(or札幌)・東京で行う。地方3ヶ所においては、参加者による事例検討と地元有識者、弁護士による講評(現行法による解決と改正法による解決の対比で行う)とする。東京においては、地方3ヶ所の結果及び改正法の政省令、通達を踏まえた参加者による事例検討と全体検討委員会の弁護士等による講評及び解説を行う。</p> <p>事例検討会と並行しながら、その結果を取り入れ(1)の事例解説集の草稿を研究員が作成する。全体検討委員会でその内容を精査し、リーガルチェックを加え事例解説集を完成する。事例解説集には、約30事例を掲載するとともに、改正割賦販売法の法令、政省令、通達の対照表も掲載する。</p> <p>(3) 成果物として、調査報告書30部、調査報告書電子データ1部、事例解説集原稿電子データ1部を作成し提出する。</p>	
3. 委託先の公益法人の名称	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	
4. 委託費支出実績額		13,049千円(A)
5. 委託費における管理費		

(1)人件費		5,575千円
(2)一般管理費		452千円
(3)その他の管理費		
	内 容	金 額
		0千円
	合 計	0千円
	合 計	6,027千円
6. 外部への支出		
(1)外部に再委託されているものに関する支出		
	支出内容	支出先
		金 額
		千円
	合 計	0千円(B)
(2) (1)以外の支出		
	支出内容	支出先
		金 額
	印刷製本費	印刷会社
		542千円
	監修料、謝金	弁護士
		2,240千円
	会議費	販売店、貸室業者
		264千円
	会場費	貸室業者
		927千円
	臨時傭役費	会員他
		1,992千円
	旅費交通費	講師、研究員
		964千円
	通信運搬費	郵便局他
		79千円
	雑費	
		14千円
	合 計	7,022千円
7. その他		
	内 容	金 額
	合 計	千円
8. 再委託の割合		0 % (B/A)